

# 継続教育

既に法曹として活躍している者等に対する専門性の高い継続教育

## 【卓越した優れた取組】

- 知的財産法領域における社会的ニーズに即応した  
「実効的な継続教育プログラム」の実施（北海道大学）
- 観光ADR事件管理者業務を通じての修了生弁護士に対する継続教育（立教大学）

## 【特に優れた取組】

- 公法系及び刑事系の各訴訟実務における即戦力人材養成の取組（一橋大学）
- 法学部・法科大学院教育、就職支援、継続教育の連携による地域ニーズに対応した先導的法曹養成教育システムの構築（岡山大学）
- 大学の枠を超えた模擬仲裁・模擬調停・予防法務ワークショップ（上智大学）
- 「挑戦する法曹」育成・特別コースの設置（早稲田大学）

※ 平成28年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果（平成27年12月25日公表）より

### ◇プログラム名

## 知的財産法領域における社会的ニーズに即応した 「実効的な継続教育プログラム」の実施

継続教育

### 概要

北海道大学法科大学院では、先端的・応用的法分野における専門的知識を身につけた法曹の養成を教育理念・目標のひとつとしている。

本研究科が実施した21世紀COEプログラム及びグローバルCOEプログラムによって得られた最先端の研究成果を活かし、知的財産法という先端的な法領域について、夏休みを利用して、インテンシブな「サマーセミナー」を開催し、大規模なリカレント教育を推進する。

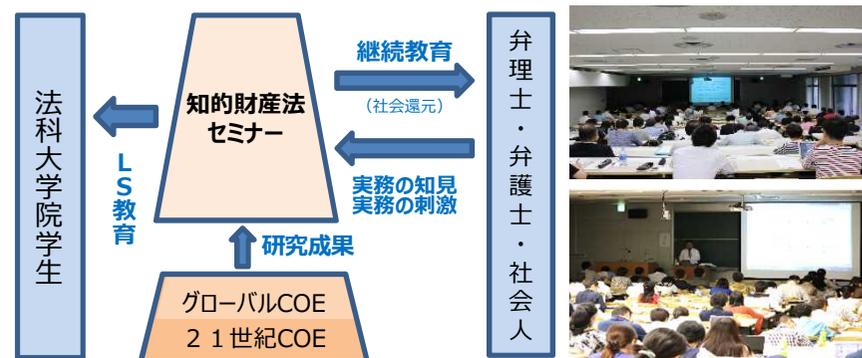
#### ◆これまでの成果と今後の展望

本「サマーセミナー」の端緒は平成21年度に遡るが、その後、順調に参加人数を増やし、平成26年度からは法科大学院を実施主体とすることで、一層参加人数が増加している（図表参照）。また、取り上げる分野を隔年ごとに入れ替えるという工夫を施すことで、最先端の知識を効率的に修得できるプログラムを展開している（図表参照）。

弁理士会において、本「サマーセミナー」は、その充実した内容と水準の高さから、正式な「継続研修」と位置づけられており、このほかにも多くの弁護士や企業法務関係者が継続的に参加することで、研究成果が社会還元されるという好循環が実現している。

本法科大学院は、知的財産法に力を入れ、現在、12単位の授業を展開しているが、平成28年度からは、本「サマーセミナー」も正規の授業とすることで、一層の充実を図ることとしている。

### 北海道大学サマーセミナーのイメージ



### 北海道大学サマーセミナーの参加者数

年度	課 題	参 加 者 数				
		弁理士	弁理士 かつ 弁護士	弁護士	その他	
21	著作権・不正競争・ 商標権編	68人	15人	1人	7人	45人
22	特許法	125人	36人	7人	11人	71人
23	著作権・不正競争・ 商標権編	135人	28人	6人	12人	89人
24	特許法	126人	29人	7人	12人	78人
25	著作権・不正競争・ 商標権編	128人	24人	8人	24人	72人
26	特許法	147人	48人	12人	29人	58人
27	著作権・不正競争・ 商標・意匠等	192人	35人	11人	34人	112人

※ その他の主な参加者：企業等の法務・知財担当者、他大学の教員、本学大学院生

◇プログラム名

### 観光ADR事件管理者業務を通じての 修了生弁護士に対する継続教育

**継続教育**

#### 概要

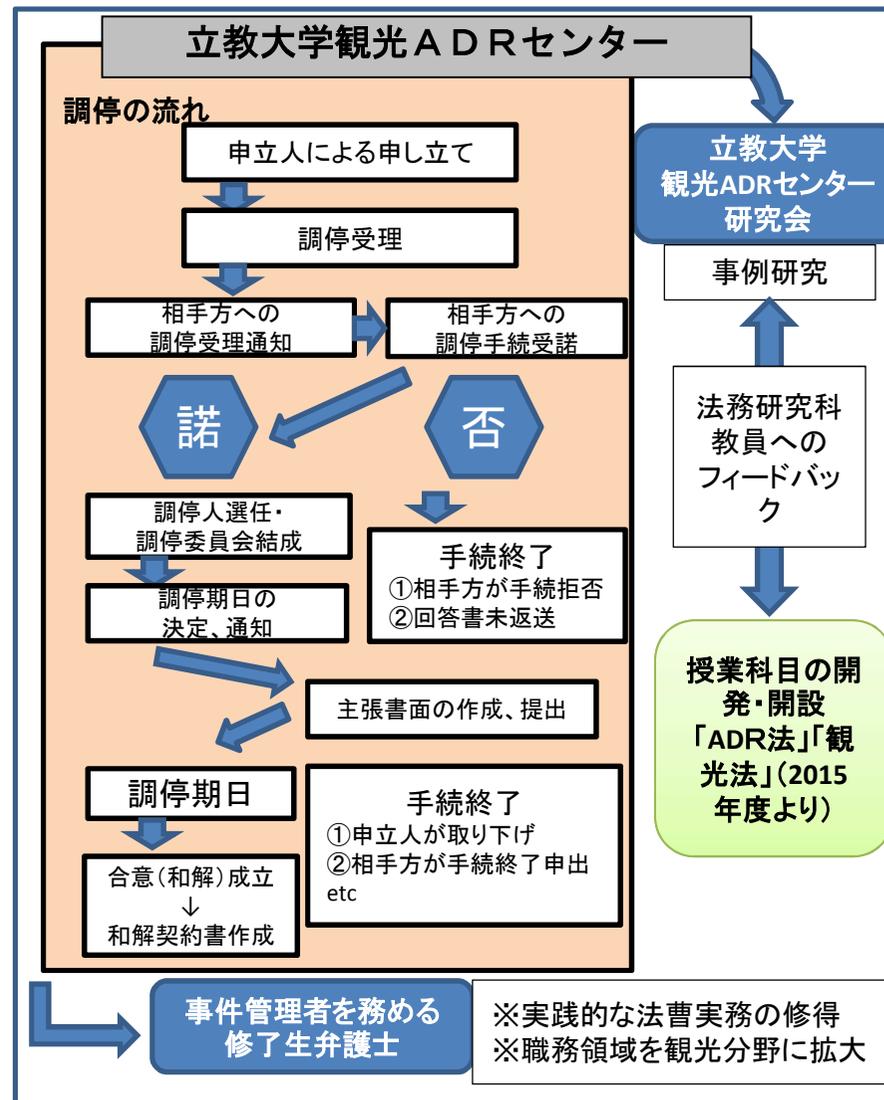
立教大学法科大学院では、深い思考と洞察を行い、アクティヴな実践力を有する法曹の養成を、教育理念のひとつとしている。

観光ADR事件管理者とは、立教大学が、「学校法人立教学院」を「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成19年施行。以下、ADR法と略する。）上の認証紛争解決事業者として行う立教大学観光ADRセンターにおけるADR事業の手続上の特徴となる制度（職務）である。また事件管理者が取り扱った案件はすべて、事例研究の対象になっている。この研究会には、事件管理者のほかに法科大学院の教員も多数参加しており、本法科大学院における実務法教育のより一層のレベルアップに役立つことが期待できる。

本法科大学院では、このADR事業において、修了生である弁護士を、具体的な申立て事件についての調停人を補助する役割を担当する「事件管理者」として関与させ、観光という専門分野に特化した法的紛争の実情に触れさせることによって、観光事業に精通した専門的法曹としての資質の養成を行っている。

本取組においては、次の4本の柱を立て、これまでの観光ADRセンターの活動を整理し、本取組を推進している。

- (1) 事件管理者の人材育成
- (2) 観光法学を教育研究する基盤の整備
- (3) 観光法学のデータ構築
- (4) 観光ADRセンターの取り扱い事件数拡大の試みと学内外への情報発信



# 一橋大学

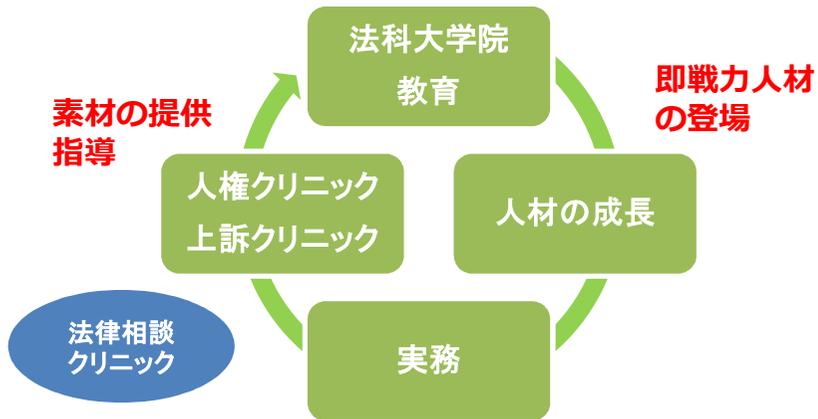
継続教育

◇プログラム名

公法系及び刑事系の各訴訟実務における  
即戦力人材養成の取組

概要

一橋大学法科大学院は開設以来、不足している憲法訴訟や刑事の上訴審弁護を担当できる即戦力人材を育成するという目的で、3年次科目の発展ゼミの中に、「人権クリニック」、「上訴クリニック」を設けている。これは、実際の事件を弁護人から受託し、資料の提供を得て、学生に守秘義務を課したうえで、資料から争点を析出し、訴状や準備書面、最終的には上訴趣意書などを作成させて、弁護人に提出し、意見交換を行うものである。クリニックを履修した修了生の中から刑事系の優秀な若手弁護士が育ち、憲法の「人権クリニック」の様子がそこで取り上げた事件の意義とともに『法学セミナー』2015年11月号で紹介されるなどの成果があがっている。さらに、クリニックで取り上げる素材を修了生の若手弁護士が提供するなど、「循環サイクル」が機能し始めていることから、修了生とも連携してさらに充実を図る。



# 岡山大学

継続教育

◇プログラム名

法学部・法科大学院教育、就職支援、継続教育の連携による地域ニーズに対応した先導的法学養成教育システムの構築

概要

未修者教育のさらなる充実を基礎に、法学部教育、法科大学院教育、就職支援および継続教育を連携させ、地域ニーズに対応した形で一貫性のある教育を行う。司法コース充実化を含む岡山大学法学部カリキュラム改革を共同して進めるなど法学部との連携を強化。法学未修者1年生対象基礎力強化プログラムを実施。地域組織との連携による地域組織内法務に関する授業の開講等、行政法実務、企業法務、医療福祉分野の先端分野教育を充実させる。行政法実務研究会を引き続き開催し、権利擁護および組織内法務に関する研究会を立ち上げ、組織内弁護士研修を定期的で開催。先端分野研究会に法科大学院生を参加させることにより、法科大学院教育と継続教育の連携を図る。



## 上智大学

継続教育

◇プログラム名

大学の枠を超えた模擬仲裁・模擬調停  
・予防法務ワークショップ

### 概要

本ワークショップは、国際ビジネスを題材とした英文契約書を含む40頁余りの問題を用い、①模擬調停、②模擬仲裁、③予防法務的観点からの経営陣へのアドバイス、を実践的に体験する3日間集中のワークショップであり、毎年1回、長期休暇期間中に実施している。

①長島・大野・常松法律事務所から20名超の弁護士に御協力を頂いている点、②上智大学のみならず、他大学からも参加者を募り、他大学の学生と模擬調停、模擬仲裁等を行える機会である点で、大学の枠を超えた貴重な学びの場となっており、例年、参加者から法科大学院の通常の授業では学べない多くのことを学んだとの声が寄せられている。

実務において重要な、予防法務やADRについて学ぶことのできる機会でもあり、実社会に貢献できる法律家の養成に寄与するプログラムである。

実務で重要な予防法務やADRの実践的教育

- 模擬調停
- 模擬仲裁
- 予防法務

大学の枠を超えた学びの場

- 第一線で活躍する弁護士が依頼者・調停人・仲裁人等を担当したり、書面等を講評
- 他大学の学生と競い合い、交流することによる高い教育効果



## 早稲田大学

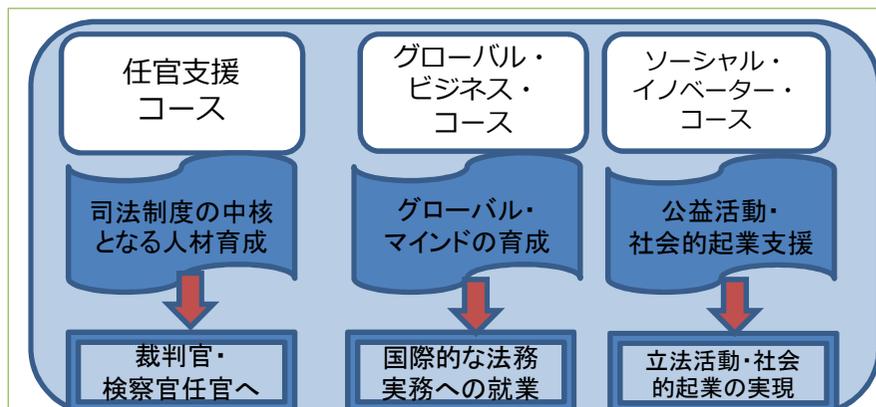
継続教育

◇プログラム名

「挑戦する法曹」育成・特別コースの設置

### 概要

「『挑戦する法曹』の育成」の取組は、早稲田大学法務研究科の10年間の教育成果を踏まえたうえで、法曹がかかえる内外の課題に積極的に挑戦する人材をさらに増やすという観点から、従来の教育内容・学修支援プログラムを整理・拡充し、これをコース化するものである。①日本の司法制度の中核を担う人材を育成する「任官支援コース」、②グローバル・マインドを有した高度専門法実務能力を持つ法曹を養成する「グローバル・ビジネス・コース」、③立法・行政への参画を含む公益的な活動や社会的起業等を志す学生を対象とした「ソーシャル・イノベーター・コース」、という3つのコースの設置に向けて、一部の試行的な実施やカリキュラムの整備等の準備を進めている。



# 継続教育

既に法曹として活躍している者等に対する専門性の高い継続教育

## 【優れた取組】

- 公募履修生等の受入れによる体系的・実践的な継続教育（東京大学）
- 智適塾プロジェクトによる先端的法曹養成の取組（大阪大学）
- 法務研究所を中核とした継続教育プログラムの開発・実施（学習院大学）
- フォーラム・プログラムを通じた修了生の職域拡大を目指した教育の実施（慶應義塾大学）
- 法曹リカレント教育プログラムを通じた専門法曹の養成と専門性の高い法曹継続教育の実施  
（慶應義塾大学）
- ① 環境法務プログラム  
② 環境法曹のプラットフォーム形成—国内外における新たなネットワークづくり—（上智大学）
- ① 法科大学院修了生の職域拡大・企業法務プログラム  
② 人材育成のための自治体との連携プログラム（成蹊大学）
- 法曹有資格者を対象とした継続教育の取組（中央大学）
- 法科大学院修了生の継続教育プログラム（早稲田大学）

既に法曹として活躍している者等に対する専門性の高い継続教育

### 東京大学

#### 公募履修生等の受入れによる 体系的・実践的な継続教育

高度に体系的な思考に受講者の経験を織り交ぜることのできる継続教育を目指している。その観点から一部科目について大学院科目等履修生を公募して継続教育を行い、また、専門職業人も参加できるサマースクールや連続講義を開催している。

### 大阪大学

#### 智適塾プロジェクトによる 先端的法曹養成の取組

法科大学院を修了した新人弁護士に特任研究員の地位を与え、経験豊富な弁護士とともに、大学内の研究活動や産学連携、社会学連携案件を支援する活動を行う。これにより、とりわけ理系出身の法科大学院修了者の職域拡大に繋げる。

### 学習院大学

#### 法務研究所を中核とした 継続教育プログラムの開発・実施

社会の様々な分野における多様なニーズに対応できる法曹養成を目標に、修了後も継続して能力を開発できるプログラムを法務研究所を拠点として実施。

### 慶應義塾大学

#### フォーラム・プログラムを通じた 修了生の職域拡大を目指した 教育の実施

新領域で活躍できる人材養成をめざし、5つの分野（国際法務、法整備支援、公共政策法務、起業と法、企業内法務）のフォーラム・プログラムで実践的な教育を実施。国際法務、法整備支援に関しては、海外エクスターンシップを実施。

### 慶應義塾大学

#### 法曹リカレント教育プログラムを 通じた専門法曹の養成と 専門性の高い法曹継続教育の実施

法曹実務家に法科大学院の授業を開放し、理論的・体系的な法曹継続教育を充実させる取組を行う（日弁連からのモニター受け入れと並行して一般の弁護士の受入れも実施している）。

# 継続教育 ②

優れた取組

既に法曹として活躍している者等に対する専門性の高い継続教育

## 上智大学

2つの取組を  
総合的に判定

- ① 環境法務プログラム
- ② 環境法曹のプラットフォーム形成  
－国内外における  
新たなネットワークづくり－

① 環境法プログラム履修証の授与や環境法政策プログラムの充実等を通じ、日本の実践的な環境法教育の中心的地位を目指す。  
② 環境法曹として活躍する修了生の経験を法科大学院の環境法授業に反映させるとともに、海外有力校と友好協定を締結する。

## 成蹊大学

2つの取組を  
総合的に判定

- ① 法科大学院修了生の職域拡大  
・企業法務プログラム
- ② 人材育成のための自治体との  
連携プログラム

① 企業活動・企業経営に関わる法実務について、実務的な観点を踏まえた講義を開講。今後新科目の設置も検討。  
② 自治体と連携して公共分野の実務ニーズに応える人材育成の態勢を整え、自治体等の法務機能の強化を後押し。

## 中央大学

### 法曹有資格者を対象とした継続教育の取組

日本弁護士連合会と提携して弁護士のモニターの要望を反映させた科目等履修生制度を構築し、また弁護士のニーズに適合した短期セミナーを企画するなど、法曹を主たる対象とした継続教育の取組を実施する。

## 早稲田大学

### 法科大学院修了生の継続教育プログラム

司法試験から司法修習の間、修了生のモチベーションを高める継続教育を実施（コモンズ・エクスターンやリーガルクリニック等の実務教育、稲門法曹ネットワークを活用した実践法学教育、在学生とのコラボ研究会等）